

当該ETFは、香港取引所に上場しているETFで、アジア8つの国と地域（香港、韓国、シンガポール、中国、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）の現地通貨建ての国債、公債に、日本円で投資できる外国ETFです。

## ETFとは？

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「Exchange Traded Fund」の頭文字をとったもので、証券取引所に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。

※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

### 特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることになります。

- ▶リスク分散の効果があります。

### 特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】 信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

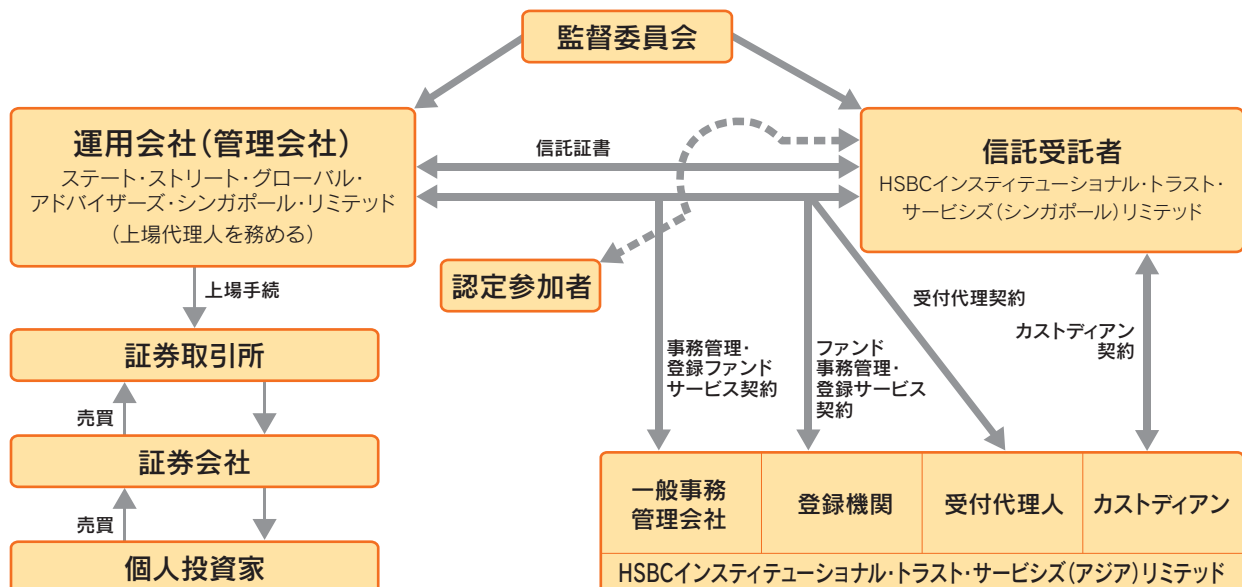
【売買コスト】 通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

### 特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。  
その他については、「投資リスク」の欄や目論見書、有価証券報告書等でご確認ください。
- ① 元本保証はされていません。
- ② ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③ 市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

銘柄名	アジア国債・公債ETF ※正式名称：ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND)
銘柄コード	1349(新証券コード570205000)
特定の指標	iBoxx ABFパン・アジア指数 (iBoxx ABF Pan-Asia Index)
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所：香港取引所)
上場日	2009年6月19日
売買単位	1口
管理報酬等	①運用報酬 純資産額に対して年間0.13%(ただし、10億米ドルまでについて。10億米ドル超については、2.5億米ドルまでは年間0.12%、さらに2.5億米ドルまでは0.11%、それ以上は0.10%です。) 注)純資産額に対して年間0.25%まで増額する可能性があります。 ②信託報酬 純資産額に対して年間0.05% 注)純資産額に対して年間0.15%まで増額する可能性があります。 ③ライセンス・フィー 純資産額の0.023%を上限。
計算期間	毎年7月1日から翌年6月30日
分配金支払基準日	1月22日、7月22日
運用会社(管理会社)	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド
信託受託者	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(シンガポール)リミテッド
一般事務管理会社 カストディアン 登録機関 受付代理人	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド
指数提供者	インターナショナル・インデックス・カンパニー・リミテッド
受益証券事務取扱機関	三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 信託報酬のほか、受益者負担となり信託財産中から支払うものとして、租税や信託事務の処理に要する諸費用、立替金の利息、上場に係る費用、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、各費用にかかる消費税などがあります。



## 連動対象について

- iBoxx® ABFパン・アジア指数は、アジア政府、アジア政府のエージェンシー若しくは外郭団体又はアジア政府が支援する団体若しくは準アジア政府の団体により発行又は保証されたアジア通貨建債券、及び国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体、又は国際金融機関が支援する団体により発行されたアジア通貨建債券(いずれの場合も、インターナショナル・インデックス・カンパニー・リミテッド(International Index Company Limited)の決定に従い、その時点におけるiBoxx® ABFパン・アジア指数の構成銘柄を構成するもの。)の投資リターンを指標です。

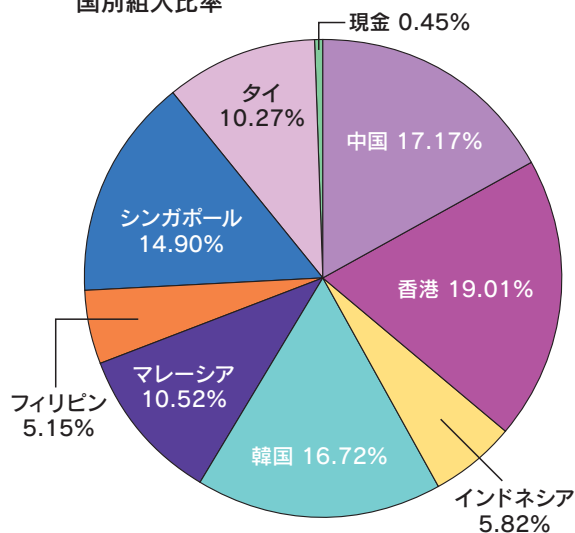
## 対象指標の主な構成銘柄(上位10位)

### 組入上位10構成銘柄

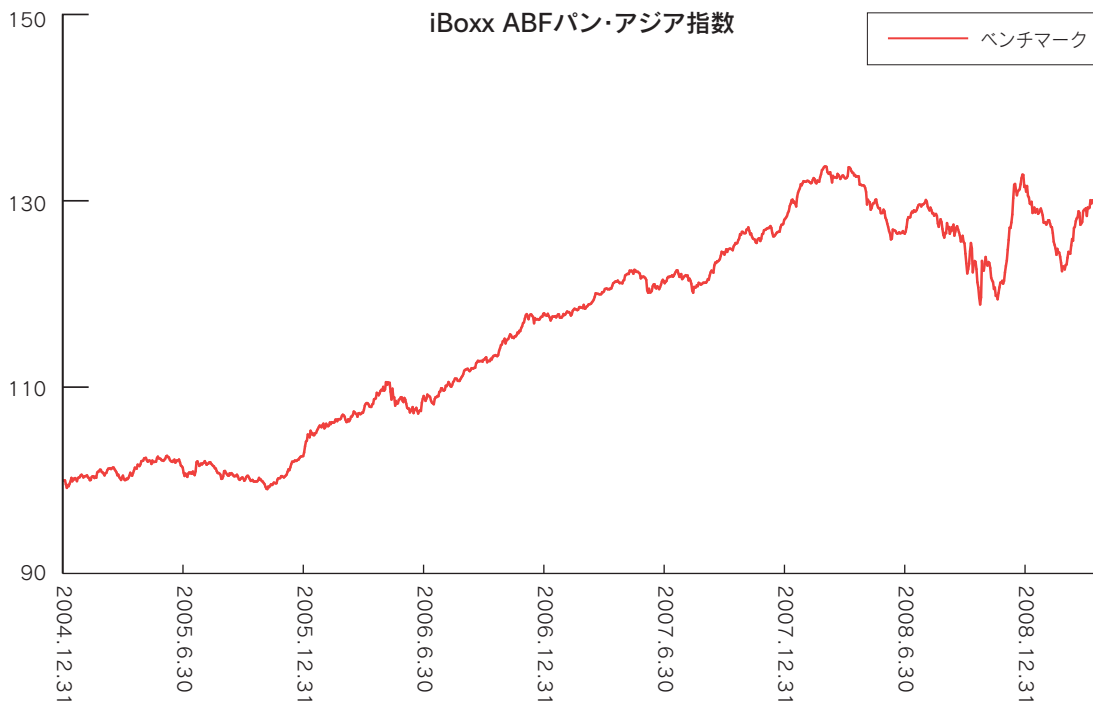
発行者	クーポン(%)	満期	組入比率
シンガポール政府	3.625	2014年7月1日	1.22%
シンガポール政府	4.000	2018年9月1日	1.19%
韓国財務省	5.250	2010年9月10日	1.18%
シンガポール政府	3.750	2016年9月1日	1.17%
韓国財務省	5.750	2013年9月10日	1.15%
韓国財務省	5.500	2017年9月10日	1.14%
中国政府	3.530	2010年7月16日	1.12%
韓国財務省	5.000	2011年3月10日	1.03%
シンガポール政府	3.500	2027年3月1日	1.01%
中国政府	3.500	2010年11月19日	1.00%

※2009年4月30日現在

### 国別組入比率



## 連動対象の推移 2009年4月末現在



## ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

### PAIF 公式ホームページ(上場日より日本語サイトがご利用になれます。)

<http://www.abf-paif.com/>

### 東京証券取引所 日本語公式ホームページ

#### ▼ETFの市場価格

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/meigara.html>

(注) 検索される場合には、ETFの銘柄コードをクリックしてください。

#### ▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

### ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(日本における問合せ先)

[http://www.ssga.com/kanji/japan\\_office\\_info.html](http://www.ssga.com/kanji/japan_office_info.html) Tel 03-4530-7380

### Bloomberg公式ホームページ

金融情報ベンダーのBloomberg(ブルームバーグ)のホームページから、以下の情報を入手することが可能です。

#### ▼香港取引所に上場するETFの値(米ドル建て)

<http://www.bloomberg.com/apps/quote?ticker=2821%3AHK>

<http://www.bloomberg.com/apps/quote?T=jpquote.wm&ticker=2821%3AHK&x=12&y=15>

#### ▼対円為替レート一覧(USD-JPY参照)

[http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas\\_currencies.html](http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html)

Bloombergにおけるティッカーコードは「2821:HKJ」です。

トップページ(<http://www.bloomberg.co.jp/>)左上の白いボックス「コード入力」欄に、コードをご入力いただくことでの情報取得も可能です。

### iBoxx ABFパン・アジア指数 英語公式ホームページ

<http://www.indexco.com/>

・当該ホームページ画面上部の「Index Map」をクリック後、「Markit iboxx Asia-Pacific」→「ABF」→「ABF Pan-Asia」の順に進み、

「Total Return Index Level Unhedged」の数値をご参照ください。

・会員登録が必要です。なお、指数値は、上場後、日本語版の「PAIF公式ホームページ」においても閲覧できる予定です。

## 投資リスク

### ファンドのリスク

投資家は、本ユニットへの投資によって損失を受ける可能性があります。申込者は、本ユニットへの投資を行うかどうかを決定する前に、以下に記述されているリスク要因を、有価証券報告書及び目論見書に含まれるその他の情報のすべてと共に慎重に検討する必要があります。本ユニットの市場価格及び本ユニット1口当たりNAVは、上がることも下がることもあります。投資家が本ユニットに対する自らの投資からリターンを得ること又は投資した資本からリターンを得ることについて、いかなる保証もありません。

本信託は、以下に記述する主要リスクにさらされます。これらのリスクの一部又はすべてが、本信託のNAV、本ユニット価格、取引価格、利回り、総合リターン及び/又は本信託がその諸目的を満たす能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### A. 本信託に固有のリスク要因

##### 市場リスク

本信託のNAV及び取引価格は、証券市場の動向に反応します。投資家は、短期的には本信託のNAV及び取引価格が市場の動向に反応して変動することにより、またより長期的には市場の下落により、損失を受ける可能性があります。

##### 金利リスク

本信託は債券に投資するため、金利リスクにさらされます。金利リスクとは、本信託のポートフォリオの評価額が金利の上昇を原因として低下するリスクです。金利リスクは、一般的に短期の投資対象ほど小さく、長期の投資対象ほど大きくなります。

##### インカム・リスク

本信託のポートフォリオからの収益が、市場金利の低下を原因として減少するリスクのことで、これは、市場金利が低下している環境において、ポートフォリオのその時点での収益率を下回る市場金利で、本信託が新たな本ユニットの設定に伴ってポートフォリオ構成銘柄の現物預託を受けるとき、又は本信託が本基礎指数の満期若しくはアジュレーションへ適合させるための方法の一つとして売却した証券の売却手取金をより長期の銘柄に再投資するとき、起こる可能性があります。

### 新興市場リスク

本信託は、新興市場と見なされている特定のアジア債券市場に投資します。これらの市場は、新興市場における外国投資に伴う特別のリスク（一般的に流動性が低くかつ非効率な証券市場、一般的に大きな価格ボラティリティ、為替レート変動及び為替管理、資金又はその他の資産の国外持出しに関する制限の実施、発行者に関する公開情報の不足、課税の実施、高額な取引費用及びカストディー・コスト、決済の遅延及び損失リスク、契約の履行上の困難、証券市場の規制が比較的小さいこと、小規模な時価総額、会計及び開示基準の相違、政府による干渉、高い市場閉鎖リスク、資産没収リスク、高いインフレ率、社会的経済的・政治的不確実性、並びに戦争リスクを含みますがこれらに限られません。）にさらされます。

### カウンターパーティー及び決済リスク

カウンターパーティー・リスクとは、本信託と取引を行う当事者が、当該相手方の財務状況の悪化又は当該相手方によるその他の何らかの不履行に起因して、支払又は取引の決済の義務を満たすことができなくなるリスクです。本信託は、決済不履行のリスクを負っています。かかる不履行も、本信託及び/又は本ユニットの評価額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### 信用リスク

本信託の評価額は、裏付投資対象の信用力の変化に起因するリスクにさらされます。例えば、債券の発行者が金利及び元本の支払義務を満たすことができず、又は発行者に対する債券投資家全体の評価が下がった結果として当該発行者の債券の価格が下落する可能性があります。

### トラッキング・エラー・リスク

本信託のNAVの変化が本基礎指数における変化を正確に再現する可能性は低いと考えられます。本信託の手数料及び経費、市場の流動性、本信託の銘柄のリターンと本基礎指数の銘柄のリターンとの間の相関の不完全性、本基礎指数に対する変更、並びに規制政策といった要因が、本信託の本基礎指数との密接な相関を達成しようとする本マネージャーの能力に影響を及ぼす可能性があります。ポートフォリオ構成銘柄のリターンと本基礎指数との間の相関の不完全性は、非指数構成銘柄に該当する銘柄に本信託が投資する程度の範囲で生じる可能性が比較的高くなります。したがって、本信託のリターンは、本基礎指数のリターンとは乖離する可能性があり、本基礎指数の正確な再現については保証も確約もありません。しかし、本基礎指数の下落は、それに対応する本信託のNAVの下落を起こします。

### 運用履歴の欠如

本信託は、投資家がそれ以前のパフォーマンスを評価する手段となる運用履歴を最小限度にししか持っていません。本信託の投資目的が満たされることについて、確約することはできません。本信託が支払義務を負う手数料及び経費の水準は変動する可能性があります。本信託の特定の通常の経費の額を見積もることは可能ですが、本信託のリターン、またそれゆえにそのNAVを予想することはできません。そのため、本信託のパフォーマンス又はその経費の実際的水準に関して確約を与えることはできません。

### 過去における活発な市場の不存在

本ユニットは香港取引所に上場されていますが、活発な取引市場が形成されたり維持されたりすることについて、確約することはできません。本ユニットが取引される実際の価格水準や規模を予測するための確実な保証は存在しません。さらに、本ユニットの取引や価格形成のパターンが、投資会社によって他の法域で発行され又は本基礎指数以外の指数を基礎とする市場取引銘柄の取引や価格形成のパターンと類似することについて、確約することはできません。

### 流動性リスク

リバランス又はその他の場合に本信託がポートフォリオ構成銘柄を購入又は売却することのできる価格及び本ユニットの評価額は、本信託のポートフォリオ構成銘柄の取引市場が制限され若しくは存在しない場合、又はスプレッドが大きい場合に、悪影響を受けます。本信託は、アジア債券及び流動性の水準が低い可能性がある特定の市場に投資されます。したがって、設定又は償還注文(それぞれ本マネージャーがアジア債券を購入又は売却する必要が生じます。)に高い取引コストがかかったり、本信託のポートフォリオに完全に含まれるまでに時間がかかる結果として本信託の資産配分に乱れが生じたりするリスクが存在します。また、本信託の当初設定規模が比較的大きくなり、ポートフォリオの定期的なリバランスのコストが高まる影響の可能性も予想されています。

### 香港取引所において本ユニットの取引が停止される可能性があります

投資家は、香港取引所が本ユニットの取引を停止している間、香港取引所で本ユニットの購入又は売却ができなくなります。香港取引所は、香港取引所が投資家を保護するための公正かつ秩序ある市場という観点から適切であると判断する場合はいつでも、本ユニットの取引を停止できます。香港取引所での本ユニットの取引が停止されている場合は、クリエイション・ユニットの設定及び償還も停止される可能性があります。

### 本ユニットの香港取引所での上場が廃止される可能性があります

香港取引所は、香港取引所の証券(本ユニットを含みます。)の上場継続に対して特定の要件を課しています。投資家は、本信託が香港取引所での本ユニットの上場を維持するために必要な要件を継続的に満たすことや香港取引所が上場要件を変更しないことについて、確約を得ることはできません。本ユニットが香港取引所の上場を廃止された場合、本信託は終了する可能性があります。

### 本ユニットはNAV以外の価格で取引される可能性があります

本信託のNAVは、本ユニットの購入又は売却のための公正価格を表現します。他の上場ファンドと同様に、本ユニットの流通市場での取引価格はこのNAVよりも高い価格又は低い価格となる可能性があり、したがって、受益者がこの理想的な公正評価額に近い価格で購入又は売却をすることができないリスクが存在します。NAVからの乖離は、いくつもの要因に依存しますが、香港取引所での本ユニットに対する市場の需要と供給に大きな不均衡が存在する時に拡大します。しかし、本ユニットは、(一般的にクリエイション・ユニット集合単位でNAVによる)設定及び償還が可能のため、本マネージャーは、本ユニットのNAVに対する大きなディスカウント又はプレミアムは維持されないと考えています。「ビッド/アスク」スプレッド(潜在的購入者が希望している価格と潜在的売却者が求めている価格との差)が、NAVからの乖離のもう1つの原因です。ビッド/アスク・スプレッドは、市場のボラティリティ又は市場の不確実性が増大した時期に拡大し、NAVからの乖離が拡大する可能性があります。

### 最低設定及び償還規模

本ユニットは、一般的にクリエイション・ユニット集合単位(現在は20,000本ユニット及びその倍数)でのみ発行又は償還が行われます(ただし、本ユニットは、月の最終取引日にはクリエイション・ユニット集合単位で発行又は償還される必要はありません。)。クリエイション・ユニット集合を保有しない投資家は、香港取引所において本ユニットの実勢取引価格で本ユニットを売却することによってしか、保有する本ユニットの評価額を実現することができない可能性があります。

### 1日当たり最大取引制限

本信託は、設定及び償還注文に関して最大限度を設けています。投資家が本ユニットを償還することを望む場合、当該注文の規模が1日当たりの制限を超過した場合、又は他の投資家の注文も含む当該取引日に要求される純償還額の合算規模が1日当たりの制限を超過した場合は、当該注文が受理されず又は部分的にのみ受理される可能性があります。特定の債券の流動性水準の低さ及び特定の指数構成諸経済における為替交換制限が原因で、設定注文又は償還注文の数を随時制限する必要が生じる可能性があるとして、本マネージャーは考えています。1日当たり最大取引制限についての詳細情報については、有価証券報告書「第二部 ファンドの詳細情報 第2 手続等 4 設定及び償還に関するその他の規定 (iii) 償還の制限」を参照してください。

### 市場の変化に適応するための本マネージャーの裁量権の欠如

多くのユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドとは異なり、本信託は「アクティブ運用」されません。したがって、本信託は、本基礎指数のデレシオン及び総合リターンへの密接な対応を目指すことを目的とする場合を除き、ポートフォリオの構成を調整しません。本信託は、トラックする市場に「勝つ」努力をすることはなく、市場が下落した時又は市場が過剰評価されていると判断される時に暫定的にディフェンシブなポジションを定めることはありません。そのため、本基礎指数の下落は、それに対応した本信託のNAVの下落を起こします。

### 認定参加者への依存

本ユニットの設定及び償還は、一般的に認定参加者のみが実行できます。任意の一時点における認定参加者の数は制限されます。認定参加者は、投資家のために本ユニットの申込み又は償還の指示を受理する義務を負いません。認定参加者は、例えば香港証券取引所での取引が制限若しくは停止されている間、CCASSでの証券の決済が中断している間、又は本基礎指数の算定や公開が行われない間は、本ユニットの設定又は償還ができない可能性があります。さらに、認定参加者は、本信託のNAVの計算を妨げるその他の何らかの事態が生じた場合、又は本信託のポートフォリオ構成銘柄の処分の実行が不可能な場合に、本ユニットの設定又は償還をすることはできません。

### 設定及び償還の停止

本信託証書の条項に従って本マネージャーが本ユニットの設定及び償還を暫定的に停止した場合、香港証券取引所での本ユニットの取引が必ずしも停止されない可能性があります。本ユニットの設定及び償還が暫定的に停止される場合、本ユニットの取引価格は、悪影響を受けて本信託の裏付資産の市場評価額とは異なるものになる可能性があります。

### 先物及びオプション契約の利用には特定のリスクが伴います

本マネージャーは、本信託の投資目的の達成の観点から、金利リスクの管理のためその他及び効率的なポートフォリオ運用のために、先物契約及びオプションを利用できます。とりわけ、本マネージャーは、本基礎指数に対応するパフォーマンスを求める目的及びキャッシュフローを管理する目的のために本信託の資産を先物契約及びオプションに投資できます。このような技術が狙い通りの結果となることについての保証はありません。先物契約及びオプションの利用には、特定の投資リスクが存在します。このようなリスクには、(i)流動性のある流通市場が存在しないことによる先物契約又はオプションの解消不能及び(ii)先物契約又はオプションの価格動向と対象となるポートフォリオ構成銘柄又は本基礎指数の価格動向の相関の不完全が含まれる可能性があります。さらに、要求される預託金が少ないこと及び先物の価格形成におけるレバレッジが極めて高いことの両方に起因して、先物契約の取引における損失のリスクは潜在的に高いものとなります。結果として、先物契約における比較的小さな価格の動きが本信託に即座に大きな損失(又は利得)をもたらす可能性があります。

### レボ契約の利用には特定のリスクが伴います

例えば、レボ契約下にある証券の売り手がその債務超過又はその他の事由により裏付証券を買い戻す義務を怠った場合、本信託は当該証券を処分しようと努めますが、それにはコスト又は遅延が伴う可能性があります。当該売り手が当該証券を買い戻すことができない場合、本信託は、裏付証券の売却手取金が買戻し価格を下回る範囲において損失を受ける可能性があります。当該売り手が債務超過となり、適用される破産法又はその他の法律によって清算又は更生の対象となる場合、本信託が裏付証券を処分する能力が制限される可能性があります。最後に、本信託が裏付証券に対する権利を立証できない可能性もあります。

### スワップ契約のリスク

スワップに関する損失リスクは、原則として、本信託が契約上履行義務を負う支払の純額に限定されます。スワップ契約はまた、当該スワップの相手方がその義務の履行を怠るリスクにさらされます。万一そのような不履行が生じた場合、本信託は当該取引に関連する契約に従って契約上の救済を受け取ります。しかし、そのような救済は、破産法及び倒産法の適用を受ける可能性があり、それが本信託の債権者としての権利に影響を及ぼす可能性があります。例えば、本信託が契約上受け取る権利を有する支払の純額を受け取ることができない可能性があります。

### 本信託の認可が終了する可能性があります

香港証券先物委員会が本基礎指数をもちや認め難いと判断した場合、香港証券先物委員会は本信託の認可を取り消す権利を留保しています。香港証券先物委員会が本信託に対する認可を取り消した場合、本信託は終了する可能性があります。

### マーケット・メーカーへの依存

本信託に、マーケット・メーカーが存在することも存在しないこともあります。投資家は、本信託に対するマーケット・メーカーが存在しない場合には本ユニットの流通市場における流動性に悪影響が及ぶ可能性があることに注意する必要があります。

### 本基礎指数の特定の発行者への集中

本基礎指数及び本信託の投資対象は、単一又はいくつかの発行者の証券に集中する可能性があります。発行者の財務状況の変化、特定の発行者に影響を及ぼす個別の経済的又は政治的状況の変化及び全体的な経済的又は政治的状況の変化が、発行者の証券の評価額に影響を及ぼす可能性があります。そうした発行者固有の変化は、本信託が保有する証券に影響を及ぼす可能性があります。

### 資産クラス・リスク

本信託が投資する証券が生むリターンは、他のクラスの証券又は異なる資産クラスのリターンと同等のリターンをもたらさない可能性があります。本信託が投資する証券は、他のクラスの証券との相対パフォーマンスの周期的低下にさらされる可能性があります。

### 本信託に対するEMEAPの投資

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(以下「EMEAP」といいます。)を構成する各中央銀行及び金融政策当局は、本信託の他のいかなる投資家とも同様であり、それぞれが保有する本ユニットに対する持分を処分する権利を持っています。EMEAPを構成する中央銀行及び金融政策当局が本信託への投資家であり続けることの保証はありません。EMEAPを構成する中央銀行及び金融政策当局が自らの本ユニットのすべて又は一部の売却又は償還を決定した場合、本信託及び本ユニットの価格に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。(EMEAPの当初資金投入に関する情報については、有価証券報告書「第二部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ② 当初資金」を参照してください。)

### 商業的最小規模

本信託は、運用及び信託報酬が低いインデックス・ファンドとして組成されています。本信託が報酬の少ない(本信託のNAVに対する割合として)インデックス・ファンドであるという事実から、本信託は、商業的に成立するために、他の典型的なユニット・トラストと比較して相当に大きな規模を有する必要があります。

### 特定の市場へのアクセス

例えば中国のような特定の市場では、その市場において本信託が金融取引に関わることが許される特別な取り決めを本信託が有する可能性があります。本信託は、ベンチマーク指数をトラックする能力を確実にするためには、このような市場に対する継続的なアクセス並びに市場への投資能力及び資金の引揚げの能力に依存していますが、本信託の規模が現行規模を超えて拡大した場合にはこのアクセスが制限される可能性があります。

### 本信託の登録又は他の市場へのクロス上場

将来本信託が他の市場に登録され、若しくは他の取引所にクロス上場され、又はその他の形で他の法域で募集される可能性があります。これは、既存の受益者にとって流動性を改善し、裁定範囲の拡大による流通市場での価格形成の効率化につながるため、本マネージャーが関係コストを本信託に負担させることが本受託者によって許可される可能性があります。

### 証券の貸出

本信託は、ポートフォリオ構成銘柄を貸し出すことができます。本信託は、その証券の貸出のすべてにおいて担保を受け取りますが、借り手が借り受けた証券を返却する義務を怠った場合、本信託は損失のリスクにさらされることとなります(例えば、貸し出した証券が本信託が保有する担保の評価額を超えて値上がりしている可能性があります。)。さらに、本信託は、投資する現金担保の損失のリスクを負います。

## B. 本基礎指数のリスク要因

### 本基礎指数を利用するライセンスが終了する可能性があります

本マネージャー及び本受託者は、本基礎指数に基づいて本信託を設定することを目的として本基礎指数を利用し、特定の商標及び本基礎指数のあらゆる著作権を利用するライセンスを本指数提供者から認められています。本マネージャー、本受託者及び本指数提供者の間における当該ライセンス契約が終了した場合、本信託はその目的を達成できず、終了される可能性があります。本基礎指数の算定又は公開が行われなくなり、本基礎指数の計算に使用される計算方法と同一又は実質的に同様な公式を利用する代替指数が存在しない場合も、本信託は終了する可能性があります。

### 本基礎指数の算定

本基礎指数を構成する証券は、本信託のパフォーマンスを考慮することなくIICによって決定及び算定されます。本信託に関して、IICは支援、認定、販売又は販売促進を行いません。IICは、一般的な証券投資又は特に本信託への投資の適否に関して、本信託への投資家又はその他の者に対して、明示的であれ黙示的であれいかなる表明も保証も行いません。IICは、本基礎指数の決定、算定又は計算において本受託者、本マネージャー又は本信託への投資家のニーズを考慮する義務を持たず、結果的にその行為が本信託、本マネージャー又は投資家の利害を損なわないという保証を得ることはできません。さらに、本基礎指数の計算の正確性及び完全性は、その構成銘柄の価格の入手可能性及び正確性、市場要因及び算定上の過誤によって(ただし、これらに限られません。)影響を受ける可能性があります。

### 本基礎指数の構成が変化する可能性があります

本基礎指数の構成は、指数構成銘柄の満期の到来若しくは償還によって、又は新規証券の本基礎指数への組み込みによって、変化する可能性があります。かかる事態が起きた場合、本信託が所有する証券の比重又は構成は、本信託の投資目的を達成することを目的として本マネージャーが適切と考える形で変更されることとなります。そのため、本ユニットへの投資は、一般的に本基礎指数の構成の変化に伴って本基礎指数を反映し、必ずしも本ユニットへの投資時点での構成を反映することにはなりません。

## C. その他のリスク要因

### アジア政府の政治的・経済的・社会的リスク

指数構成諸経済のいずれかにおいて主要な政治的、経済的又は社会的状況に重大な変化があった場合、当該指数構成経済及び/又は本基礎指数の構成銘柄のNAVに対して、またその結果として本ユニットの評価額に対して、重大な悪影響が及び可能性があります。

### 為替リスク

本基礎指数は、ヘッジなしベースで、つまり通貨リスクへのエクスポージャーをすべて持つ形で、米ドル建てで表現されます。本信託の投資目的は本基礎指数をトラックすることですから、このことは、本信託の中で保有されているアジア通貨のヘッジが行われず、そのようなアジア通貨と米ドルとの間の為替レートのいかなる動きも、米ドルベースで計算された場合の本信託のNAVにすべて影響します。為替レートにおける不利な動きは、本ユニットのNAVの評価額の減少を引き起こす可能性があり、本信託への投資家は、為替レート・リスクにさらされます。

投資家は、各取引日に関して、クリエイション・ユニットのNAVの計算のために、評価時における本信託の本ユニット1口当たりNAVを決定するために使用される評価原則のいずれかが国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)(又は、関係する範囲において、かつシンガポール通貨庁によって要求される場合は、シンガポール公認会計士協会が発行する推奨会計実務(以下「RAP 7」といいます。))と抵触している又は抵触するに至った範囲で、本信託の計算書が公表されている本ユニット1口当たりNAVと必ずしも整合しない可能性があるということに注意する必要があります。この場合、本信託の計算書に、IFRS(又は、関係する範囲において、かつシンガポール通貨庁によって要求される場合、RAP 7)の適用によって得た評価額と本信託の評価原則を適用して得た本信託の本ユニット1口当たりNAVとを突合調整するための突合調整注記を含める必要がある可能性があります。

## 課税上の取扱い

### ①日本

本信託は株式及びその他の種類の出資持分に対する投資が可能であり、本信託の日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

- (1) 本信託の分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 個人が本信託の普通分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなります。  
平成23年12月31日までに支払われる分配金の源泉徴収税率については、10%（所得税7%、地方税3%）とされます。確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等（公募株式投資信託を含む。以下同じ。）の配当所得の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能です。
- (3) 平成23年12月31日までに法人が本信託の分配金を受け取る場合は、7%（所得税のみ）の源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。
- (4) 個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。  
受益証券の譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額が譲渡所得等の金額となり、平成23年12月31日までの間の譲渡所得等の金額に対しては、その年分の課税譲渡所得等の金額の10%（所得税7%、地方税3%）の税率により課税されます（平成24年1月1日以降の税率は一律20%（所得税15%、地方税5%）となります。）。申告不要を選択した場合は源泉徴収（平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。）。された税額のみで課税関係は終了します。  
譲渡損益は、確定申告等により他の株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。
- (5) 受益証券は特定口座において取扱うことができます。
- (6) 一定の場合に、支払調書または特定口座年間取引報告書が税務署へ提出されることとなります。
- (7) 本信託のユニットへの投資に関するシンガポールおよび香港における一般的な課税の取扱い情報については、下記項目をご参照下さい。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがあります。

### ②シンガポール及び香港

いかなる投資においてもそうであるように、投資家となろうとする者は、自らが投資する本ユニットにどのようにして課税がなされるかを考えるべきです。下記の税制に関する情報は一般論としてのものであり、税制上や法的なアドバイスを含むものではありません。投資家となろうとする者は、本ユニットへの投資に関する課税について、自らの税の専門家に相談すべきです。

#### シンガポール税制

以下の説明は、本ユニットの購入、所有及び処分についてのシンガポール税制上の特定の影響の概要です。この概要は、関係する税法及びそれに基づく規制の現行規定並びに2008年6月27日付時点での慣行に基づいており、そのすべてが将来的又は遡及的に修正及び解釈変更を受ける可能性があります。この概要は、本信託への参加に関係するすべての税制上の考慮事項の完全な分析とすることを意図したものではありません。投資検討者は、自らの特定の状況に適用されることがあるその他のあらゆる税務管轄域の法律の下で発生する税務上の影響を含め、自らの特定の状況における税務上の影響に関して、自らの税務顧問に相談をする必要があります。

本マネージャーは、本信託をシンガポール所得税法（第134章）（以下「SITA」といいます。）第35（14）条に定める意味における指定ユニット・トラスト（以下「DUT」といいます。）として扱う認可をシンガポール内国歳入庁から取得しています。DUTの課税に関わる要点の概要を以下に示します。

#### 信託レベル

信託が得た収益は、一般的にその受託者を通じて課税されます。対象となる信託がDUTである場合、特定の収益は、当該信託の課税対象収益に含まれません。信託レベルで免除される収益の項目には、以下が含まれます。

- ・ シンガポール又はその他の場所において証券の処分から得た利得又は利益
- ・ 利息（SITA第45条に従って税が差し引かれる利息を除きます。）
- ・ 以下に由来する利得又は利益
  - 為替取引
  - 先物契約の取引
  - 金利又は通貨の先物、スワップ又はオプション契約の取引、及び
  - 証券又は金融指数に関わる先物、スワップ又はオプション契約の取引
- ・ シンガポール外で発生してシンガポール内で受領した外国ユニット・トラストからの分配金
- ・ 特定の指定された者との証券の貸与又は買戻しの取り決めからの手数料及び補償的支払金（SITA第45A条に従って税が差し引かれる手数料及び補償的支払金を除きます。）
- ・ シンガポール外で発生してシンガポール内で受領した割引
- ・ 2006年2月17日から2008年12月31日までの期間に発行された適格負債証券（以下「QDS」といいます。）からの割引
- ・ 国際的主体が発行する債務証書、株式、持分又は債券から得た利得又は利益
- ・ 2006年2月17日から2008年12月31日までの期間に発行されたQDSによる、前払い費用、償還プレミアム及び取引ブレイク費用

QDSによる収益の項目に関し、シンガポール財務大臣は2008年2月15日の予算に関するスピーチで、QDSスキームを5年間延長して2013年12月31日に終了させると発表しました。したがって、QDSが2006年2月17日から2013年12月31日までの期間に発行された場合、QDSによる収益の項目は引き続き信託レベルでは免除されるものと予想されます。

DUTからの分配金には、税の源泉徴収は行われません。

## 受益者レベルー分配金

受益者に渡るDUTからの分配金の税務上の取り扱い、以下のとおりです。

- ・個人(居住者であるかどうかを問いません。)が受け取るいかなる分配金も、その収益がシンガポール内でのパートナーシップへの参加に由来するか、若しくは事業、業務若しくは専門職を営むことに由来する場合、又は分配金(2007年12月31日若しくはそれ以前に支払われている場合)がSITA第44条に従って税が差し引かれているか、若しくは差し引かれ得るシンガポールの配当金の中から支払われている場合を除き、課税が免除されます。2008年1月1日より、すべてのシンガポールの配当金は税が免除されます。
- ・(個人ではない)外国投資家が受け取ったいかなる分配金も、その収益が当該外国投資家がシンガポール内に有する恒久的施設と結びついていない場合、当該分配金が信託レベルで免除されている収益から支払われている限り、税が免除されます。

個人ではない投資家については、「外国投資家」は、

- ・会社については、シンガポールに居住していない会社を意味し、かつ
  - 株主数が50名を超えない会社の場合は、その発行済株式のすべてが、直接又は間接的にシンガポールの市民でもシンガポールの居住者でもない者によって実質的に所有され、また
  - 株主数が50名を超える会社の場合は、発行済株式の総数の80%を下回らない部分が、直接又は間接的にシンガポールの市民でもシンガポールの居住者でもない者によって実質的に所有されているものとし、また
- ・トラスト・ファンドについては、当該ファンドの評価額の少なくとも80%が直接又は間接的に上記に言及されている外国投資家及び/又はシンガポールの居住者ではない個人によって実質的に所有されているトラスト・ファンドを意味します。ただし、シンガポール財務大臣又はシンガポール財務大臣が任命する者によって免除されない限り、
  - 当該ファンドがシンガポール外で組成され、かつ
  - 当該ファンドの受託者がシンガポールの市民でもシンガポールの居住者でもないことが条件となります。上記に含まれる状況以外の分配金は、課税対象となります。信託レベルで支払われる税はすべて、分配時に受益者に対する控除として利用可能である必要があります。

## 受益者レベルーユニットの処分

受益者によるユニットの処分による利得は、当該利得がシンガポール内で行われた事業若しくは業務の過程に由来しない場合、又はシンガポール外で行われた事業若しくは業務の過程に由来してシンガポール内で受領した(若しくは受領したと見なされる)場合、シンガポールでの課税対象とはなりません。1995年12月28日にシンガポール内国歳入庁が発行した(2005年3月15日改訂)「実務指針」に基づけば、シンガポール内で、又はシンガポールから営業していない外国企業は、外国で発生した収益については、それをシンガポール内で受領した場合においても課税されません。個人(居住者であるか否かを問いません。)、は、外国で発生してシンガポール内で受領したすべての収益に対する課税を免除されています。

## 香港税制

下記の香港の課税に関する記述は2008年6月27日現在の情報に基づいています。

### 香港利益税

本信託は、証券の売却又は処分に関係して発生する香港利益税を免除されています。香港利益税は、当該投資家が香港内で証券の取引の事業、専門職又は業務を営んでいない限り、本ユニットの売却、償還又はその他の処分において得られたいかなる利得又は利益についても投資家に支払義務は生じません。

### 香港印紙税

2005年6月21日の香港特別行政区政府(以下「香港政府」といいます。)の金融国庫局長が発行した免除命令に従い、投資家による流通市場における本ユニットの売却及び購入に対するいかなる香港印紙税も、免除又は返金されます。

何らかの預託証券又は償還銘柄が香港の印紙税法(第117章)に定義される借入資本を構成する場合、その移転は、香港印紙税の対象となりません。いかなる事態においても、1999年10月20日に香港政府の国庫局長が発行した免除命令に従い、投資家による本ユニットの設定のための本預託証券の移転に対する香港印紙税は、免除又は返金されます。同様に、本ユニットの償還の際における投資家への償還銘柄の移転に対する香港印紙税も、免除又は返金されます。

本ユニットの発行又は償還に対しては、印紙税の支払義務はありません。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標および外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の変動、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、2009年6月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

## 株式会社東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product\_01@tse.or.jp